

議案第50号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市下水道条例の一部を改正する条例

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、当該者が工事を行うことができる。

第6条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項本文」に改める。

第6条の2中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

第6条の3中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に、「同項」を「同項本文」に改める。

第6条の7第1項中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第16条第1項の表以外の部分中「基本料金と従量料金」を「基本使用料と従量使

用料」に改め、同表基本料金（１月につき）の項中「基本料金」を「基本使用料」に、「従量料金」を「従量使用料」に改め、同表275円の項を次のように改める。

935円	5 立方メートル以下の分	88円
	5 立方メートルを超え20立方メートル以下の分	154円
	20立方メートルを超え100立方メートル以下の分	165円
	100立方メートルを超える分	176円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第１項の表275円の項の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のつくば市下水道条例（以下「新条例」という。）第16条第１項の表935円の項の規定は、令和８年４月１日（以下「基準日」という。）以後に算定する排除汚水量（使用者が排除した汚水の量をいう。以下同じ。）に係る使用料（基本使用料を含む。以下同じ。）について適用し、基準日前に算定する排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、基準日前から継続して下水道を使用する場合における次に掲げる使用料については、なお従前の例による。ただし、基準日以後最初に算定する排除汚水量に係る使用料以外の使用料については、この限りでない。
 - (1) 令和８年４月に算定する排除汚水量の全部に係る使用料
 - (2) 令和８年５月に算定する排除汚水量の全部に係る使用料（令和８年４月に使用を中止した下水道に係るものに限る。）
 - (3) 令和８年５月に算定する排除汚水量の２分の１（１立方メートル未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り上げたもの）に係る使用料（令和８年４月に使用を中止した下水道に係るものを除く。）

（提案理由）

災害その他の非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事店が排水設備等の工事を行うことができるように規定するとともに、下水道使用料を改定するため、この条例案を提出するものである。

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第5条 （略） （排水設備指定工事店の指定） 第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、当該者が工事を行うことができる。</u> 2 <u>前項本文</u>の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。 3 （略） 4 管理者は、<u>第1項本文</u>の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置を採るものとする。 （指定の申請） 第6条の2 <u>前条第1項本文</u>の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。 2 <u>前条第1項本文</u>の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、管理者に提出しなければならない。 （1）・（2） （略） 3 （略） （指定の基準）	第1条—第5条 （略） （排水設備指定工事店の指定） 第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 2 <u>前項</u>の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。 3 （略） 4 管理者は、<u>第1項</u>の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置を採るものとする。 （指定の申請） 第6条の2 <u>前条第1項</u>の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。 2 <u>前条第1項</u>の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、管理者に提出しなければならない。 （1）・（2） （略） 3 （略） （指定の基準）

第6条の3 管理者は、第6条第1項本文の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項本文の指定を行うものとする。

(1)―(5) (略)

第6条の4―第6条の6 (略)

(指定の取消し又は一時停止)

第6条の7 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項本文の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)―(4) (略)

(5) 不正の手段により第6条第1項本文の指定を受けたとき。

2 (略)

第6条の8―第15条 (略)

(使用料の算定方法)

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により算定した基本使用料と従量使用料との合計額とする。

<u>基本使用料</u> (1月につき)	<u>従量使用料</u> (1月分の排除汚水量1立方メートルにつき)	
	汚水量	金額
935円	5立方メートル以下の分	88円
	5立方メートルを超え20立方メートル以下の分	154円
	20立方メートルを超え100立方メートル以下の分	165円
	100立方メートルを超える分	176円

2―4 (略)

第17条 (以下略)

第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

(1)―(5) (略)

第6条の4―第6条の6 (略)

(指定の取消し又は一時停止)

第6条の7 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)―(4) (略)

(5) 不正の手段により第6条第1項の指定を受けたとき。

2 (略)

第6条の8―第15条 (略)

(使用料の算定方法)

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により算定した基本料金と従量料金との合計額とする。

<u>基本料金</u> (1月につき)	<u>従量料金</u> (1月分の排除汚水量1立方メートルにつき)	
	汚水量	金額
275円	20立方メートル以下の分	143円
	20立方メートルを超え100立方メートル以下の分	154円
	100立方メートルを超える分	165円

2―4 (略)

第17条 (以下略)

議案第 50 号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例について の説明資料

つくば市上下水道局下水道総務課
上下水道業務課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

①排水設備指定工事店の指定（第 6 条）

令和 7 年 4 月 22 日付国水企第 6 号の国交省通知により、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、指定工事店が不足したことにより排水設備等の復旧が遅れることとなったことから、災害等において管理者が必要と認めるときは、他の公共下水道管理者の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の修繕等の工事を行うことができることとするもの

②使用料算定の方法（第 16 条）

つくば市下水道事業経営戦略における投資・財政計画に基づき、将来にわたって安定的かつ自立性をもって下水道事業を継続するため、つくば市上下水道審議会の審議及び答申を経て下水道使用料の改定を行うもの

○ 他自治体の状況等

①排水設備指定工事店の指定（第 6 条）

特になし。

②使用料算定の方法（第 16 条）

牛久市、取手地方広域下水道組合では令和 6 年 4 月 1 日に改定している。
また、笠間市では令和 4 年 4 月 1 日に改定している。

○ 上位計画又は関連計画等

①排水設備指定工事店の指定（第 6 条）

特になし。

②使用料算定の方法（第 16 条）

つくば市下水道事業経営戦略

○ 根拠法令及び関係法令等

①排水設備指定工事店の指定（第 6 条）

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 25 条、標準下水道条例（昭和 34 年 11 月 18 日付厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号）第 6 条（令和 7 年 4 月 22 日改正）

②使用料算定の方法（第 16 条）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 21 条

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

①排水設備指定工事店の指定（第 6 条）

他事業体の排水設備指定工事店が、災害時に排水設備等の工事を実施することができるようにすることで、早期の災害復旧に資する。

②使用料算定の方法（第 16 条）

使用料改定によって収入の増加が見込まれ、収入の増加により得られた利益を将来の下水道施設の更新等の費用のための積立金とし、企業債の借入を抑制することで、将来負担の軽減を図り、安定的な下水道事業を継続することができる。